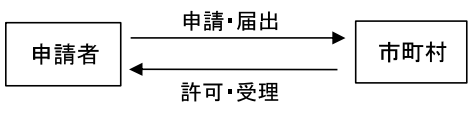
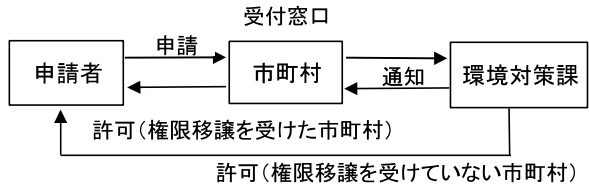


許認可等名称	国立公園及び国立公園内における制限行為の許可等			
法令等名称	自然公園法			
目的等	優れた自然の風景地である国立公園、国立公園を保護するとともに、その適正な利用の促進を図る。			
対象地域	国立公園(5公園)、国立公園(2公園)			
規 制 行 為 準 及 び 基 準	区分		届出・許可を要する行為	
	国立・国立公園	普通地域	届出 自然公園法第33条①	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 一定規模を超える工作物の新・増・改築</li> <li>② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること</li> <li>③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示</li> <li>④ 水面の埋立、干拓</li> <li>⑤ 鉱物採取、土石採取</li> <li>⑥ 土地形状変更</li> <li>⑦ 海底の形状変更</li> </ul>
		海域公園地区	許可 自然公園法第22条③	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 下記特別地域内の①、④及び⑦に掲げる行為</li> <li>② 環境大臣が指定する区域内において熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で環境大臣が指定するものを捕獲、殺傷、採取、損傷すること</li> <li>③ 海面の埋立、干拓</li> <li>④ 海底の形状変更</li> <li>⑤ 物を係留すること</li> <li>⑥ 汚水又は排水を排水設備を設けて排出すること</li> <li>⑦ 環境大臣が指定する区域内において指定期間内に動力船を使用すること</li> <li>⑧ 上記①～⑦のほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ul>
		特別地域	許可 自然公園法第20条③	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工作物の新・増・改築</li> <li>② 木竹伐採</li> <li>③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること</li> <li>④ 鉱物採取、土石採取</li> <li>⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること</li> <li>⑥ 環境大臣が指定する湖沼等において汚水等を排水設備を設けて排出すること</li> <li>⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示</li> <li>⑧ 屋外において土石その他環境大臣が指定する物を集積、貯蔵すること</li> <li>⑨ 水面の埋立、干拓</li> <li>⑩ 土地形状変更</li> <li>⑪ 環境大臣が指定する植物の採取、損傷</li> <li>⑫ 環境大臣が指定する区域内において、環境大臣が指定する植物の植栽、種子をまくこと</li> <li>⑬ 環境大臣が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷</li> <li>⑭ 環境大臣が指定する区域内において、環境大臣が指定する動物を放つこと</li> <li>⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更</li> <li>⑯ 環境大臣が指定する区域内への立入</li> <li>⑰ 環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸</li> <li>⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ul>
特別保護地区	許可 自然公園法第21条③	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 上記特別地域内の①、②、④～⑦、⑨、⑩、⑮及び⑱の行為</li> <li>② 木竹の損傷</li> <li>③ 木竹の植栽</li> <li>④ 動物を放つこと(家畜の放牧を含む)</li> <li>⑤ 屋外において物を集積、貯蔵すること</li> <li>⑥ 火入れ又はたき火</li> <li>⑦ 木竹以外の植物の採取、損傷、落葉・落枝の採取</li> <li>⑧ 木竹以外の植物の植栽、植物の種子をまくこと</li> <li>⑨ 動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷</li> <li>⑩ 車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸</li> <li>⑪ 上記①～⑩のほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの</li> </ul>		
権 限	環境大臣、知事 新潟市長・三条市長・柏崎市長・十日町市長・燕市長・糸魚川市長・妙高市長・上越市長・佐渡市長・胎内市長・湯沢町長及び関川村長(県の事務処理特例条例に基づく事務) 上記以外の市町村長(書類の受理)(県の事務処理特例条例に基づく事務)			

<p>手 続</p>	<p><b>【手続の種類】許可・届出</b></p> <p>(1) 国立公園普通地域の届出及び特別地域における軽微な行為で政令で定めるものの許可並びに              国定公園内の規制行為の許可(省令で定める大臣の同意を得なければならない行為を除く)</p> <pre>             graph LR             A[申請者] -- "申請・届出" --&gt; B[市町村]             B -- "通知" --&gt; C[環境対策課]             C -- "許可 (権限移譲を受けた市町村)" --&gt; A             C -- "許可 (権限移譲を受けていない市町村)" --&gt; A             </pre> <p>※権限移譲の有無で異なる</p> <p>※2つ以上の市町村に跨る行為の申請・届出の場合、権限移譲の有無に関係なく環境対策課に申請・届出をする。</p> <p>(2) 国立公園特別地域内の上記を除く行為及び特別保護地区内のすべての規制行為の許可</p> <pre>             graph LR             A[申請者] -- "申請" --&gt; B[環境大臣]             B -- "許可" --&gt; A             </pre> <p>規制行為・・・届出又は許可を要する行為で法令で定めるもの</p>
<p>留 意 事 項</p>	<p><b>【標準処理日数】30日</b></p> <p>新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村における国立公園普通地域・特別地域における一定規模以下の行為、国定公園の一定規模以下の行為については、当該市町村で許可・受理する。(手続き(1)の権限移譲を受けた市町村)</p> <p><b>【罰則】(法82、法83、法86)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法20③、法21③及び法22③の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> <li>○法32の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> <li>○法33①の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金</li> </ul>
<p>備 考</p>	

許認可等名称	県立公園内の制限行為の許可等										
法令等名称	新潟県立自然公園条例										
目的等	優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図る。										
対象地域	県立自然公園(13公園)										
規制行為及び基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>届出・許可を要する行為</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通地域</td> <td>届出 県立自然公園条例 第14条①</td> <td>                     ① 一定規模を超える工作物の新・増・改築                      ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること                      ③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示                      ④ 水面の埋立、干拓                      ⑤ 鉱物採取、土石採取                      ⑥ 土地形状変更                 </td> </tr> <tr> <td>特別地域</td> <td>許可 県立自然公園条例 第12条③</td> <td>                     ① 工作物の新・増・改築                      ② 木竹伐採                      ③ 知事が指定する区域内における木竹損傷                      ④ 鉱物採取、土石採取                      ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること                      ⑥ 知事が指定する湖沼等において汚水等を排出すること                      ⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示                      ⑧ 屋外において土石その他知事が指定する物を集積、貯蔵すること                      ⑨ 水面の埋立、干拓                      ⑩ 土地形状変更                      ⑪ 知事が指定する植物の採取、損傷                      ⑫ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来植物の栽培、種まき                      ⑬ 知事が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷                      ⑭ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来動物の解放                      ⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更                      ⑯ 知事が指定する区域内への立入                      ⑰ 知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸                      ⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの                 </td> </tr> </tbody> </table>	区分		届出・許可を要する行為	普通地域	届出 県立自然公園条例 第14条①	① 一定規模を超える工作物の新・増・改築 ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ④ 水面の埋立、干拓 ⑤ 鉱物採取、土石採取 ⑥ 土地形状変更	特別地域	許可 県立自然公園条例 第12条③	① 工作物の新・増・改築 ② 木竹伐採 ③ 知事が指定する区域内における木竹損傷 ④ 鉱物採取、土石採取 ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ⑥ 知事が指定する湖沼等において汚水等を排出すること ⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ⑧ 屋外において土石その他知事が指定する物を集積、貯蔵すること ⑨ 水面の埋立、干拓 ⑩ 土地形状変更 ⑪ 知事が指定する植物の採取、損傷 ⑫ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来植物の栽培、種まき ⑬ 知事が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷 ⑭ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来動物の解放 ⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更 ⑯ 知事が指定する区域内への立入 ⑰ 知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 ⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの	
	区分		届出・許可を要する行為								
普通地域	届出 県立自然公園条例 第14条①	① 一定規模を超える工作物の新・増・改築 ② 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ③ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ④ 水面の埋立、干拓 ⑤ 鉱物採取、土石採取 ⑥ 土地形状変更									
特別地域	許可 県立自然公園条例 第12条③	① 工作物の新・増・改築 ② 木竹伐採 ③ 知事が指定する区域内における木竹損傷 ④ 鉱物採取、土石採取 ⑤ 河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせること ⑥ 知事が指定する湖沼等において汚水等を排出すること ⑦ 広告物の設置、広告の工作物等への表示 ⑧ 屋外において土石その他知事が指定する物を集積、貯蔵すること ⑨ 水面の埋立、干拓 ⑩ 土地形状変更 ⑪ 知事が指定する植物の採取、損傷 ⑫ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来植物の栽培、種まき ⑬ 知事が指定する動物の捕獲、殺傷又は卵の採取、損傷 ⑭ 知事が指定する区域内における知事が指定する外来動物の解放 ⑮ 既存工作物の屋根、壁面、橋等の色彩変更 ⑯ 知事が指定する区域内への立入 ⑰ 知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 ⑱ 上記①～⑰のほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの									
権限	知事 三条市長・柏崎市長・加茂市長・十日町市長・糸魚川市長・妙高市長・上越市長・佐渡市長・胎内市長・湯沢町長及び粟島浦村長(県の事務処理特例条例に基づく事務) 市町村長[届出受理](県の事務処理特例条例に基づく事務)										
手続	<b>【手続の種類】許可・届出</b> (1) 普通地域内の行為の届出及び特別地域内で行う仮設工作物の新築、改築又は増築の許可 										
	(2) 特別地域内の規制行為(仮設工作物の新築、改築又は増築を除く)の許可  <p>※権限移譲の有無で異なる。</p>										
	<b>【標準処理日数】30日</b>										
留意事項	三条市、柏崎市、加茂市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び粟島浦村における県立公園特別地域における一定規模以下の行為については、当該市町村で許可・受理する。(手続き(2)の権限移譲を受けた市町村) <b>【罰則】(条例23、条例24、条例26)</b> ○条例12③の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○条例13の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ○条例14①の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金										
備考											